

## 鳥羽市議会傍聴人規則 改正のポイント

鳥羽市議会では傍聴の促進を図るため、以下の改正を行いました。

- ①傍聴席について、定員を全体で50人から一般席42人（うち車椅子使用席2人）と明確にした。※報道関係者席は8席あるが、定員を規定せず。
- ②傍聴人受付簿（団体含む）を廃止した。  
理由：地方自治法第115条で議事の公開原則となっており、市民のみならず誰でも傍聴できることや、傍聴者の個人情報保護の観点から。
- ③傍聴席の入場を先着順とし、ただし、開場前に定員を超える場合は抽選とした。
- ④報道関係者向けの傍聴証交付を廃止し、鳥羽志摩記者クラブ加入の記者は自由に傍聴可能となった。
- ⑤児童及び乳幼児の傍聴が議長の許可なく可能となった。  
理由：お子様連れの方など、より多くの方が傍聴可能となるようにするため。
- ⑥帽子、外とう、えり巻の類について、議長の許可なく着用可能となった。  
理由：議場の空調設備が十分でないことや、昭和に規定された当時からファッションも大きく変わってきたことから。
- ⑦新たに携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等による通話（着信音を発することを含む。）の規制を追加した。  
理由：携帯電話についての記述が無く、技術革新によりスマートフォン・タブレット端末等でも同様の行為が出来るようになってきたことから。
- ⑧「みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと」を廃止した。  
理由：同条第6号「前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。」に含まれることから。
- ⑨傍聴人による写真、映画等の撮影及び録音等の禁止を廃止した。  
理由：本会議のケーブルテレビやインターネット放送が始まり、規制する必要性が無くなったことから。

改正

平成4年3月26日議会規則第2号

鳥羽市議会傍聴人規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分及び定員)

**第2条** 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

2 傍聴人の定員は、一般席42人（うち車椅子使用席2人）とする。

(傍聴の手続)

**第3条** 一般席で傍聴しようとする者の入場は、先着順とする。ただし、会議を傍聴しようとする者が開場前に定員を超えている場合は、抽選とすることができる。

2 鳥羽志摩記者クラブに加盟する報道関係者及び鳥羽市職員は、前項の規定にかかわらず、報道関係者席又は指定された傍聴席で傍聴することができる。

(議場への入場禁止)

**第4条** 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

**第5条** 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

**第6条** 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等による通話（着信音を発することを含む。）をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

**第7条** 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

**第8条** 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

**第9条** 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月26日議会規則第2号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月22日議会規則第2号）

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

新旧対照表

(件名) 鳥羽市議会傍聴人規則 (昭和42年議会規則第2号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
<p>(傍聴席の区分及び定員)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 傍聴人の定員は、一般席42人 (うち車椅子使用席2人) とする。</u></p> <p>(傍聴の手続)</p> <p>第3条 <u>一般席で傍聴しようとする者の入場は、先着順とする。ただし、会議を傍聴しようとする者が開場前に定員を超えている場合は、抽選とすることができる。</u></p> <p><u>2 鳥羽志摩記者クラブに加盟する報道関係者及び鳥羽市職員は、前項の規定にかかわらず、報道関係者席又は指定された傍聴席で傍聴することができる。</u></p>	<p>(傍聴席の区分)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(傍聴の手続)</p> <p>第3条 <u>会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名、年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。</u></p> <p><u>2 会議を傍聴しようとする者が団体である場合においては、代表者又は責任者が、その団体の名称、年齢及び傍聴する者の人員を傍聴人受付簿に記入しなければならない。</u></p> <p><u>3 報道関係者及び鳥羽市職員で、議長から傍聴証の交付を受けた者は、前2項の規定にかかわらずこれを係員に提示して傍聴することができる。</u></p> <p>(傍聴証の交付及び返還)</p> <p>第4条 <u>傍聴証は、会期ごとに交付する。</u></p> <p><u>2 傍聴証の交付を受けた者は、当該会期が終わったときは返還しなければならない。</u></p>

改正案（新）	現行（旧）
<p data-bbox="199 555 450 587">（議場への入場禁止）</p> <p data-bbox="154 624 338 655"><u>第4条</u>（略）</p> <p data-bbox="199 735 620 767">（傍聴席に入ることができない者）</p> <p data-bbox="154 804 338 836"><u>第5条</u>（略）</p> <p data-bbox="199 1027 508 1059">（傍聴人の守るべき事項）</p> <p data-bbox="154 1096 1104 1176"><u>第6条</u> 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。</p> <p data-bbox="185 1208 423 1240">（1）～（3）（略）</p>	<p data-bbox="1155 264 1301 296"><u>ならない。</u></p> <p data-bbox="1171 376 1384 408"><u>（傍聴人の定員）</u></p> <p data-bbox="1128 445 1637 477"><u>第5条</u> 傍聴人の定員は、50人とする。</p> <p data-bbox="1171 557 1426 588">（議場への入場禁止）</p> <p data-bbox="1128 625 1312 657"><u>第6条</u>（略）</p> <p data-bbox="1171 737 1597 769">（傍聴席に入ることができない者）</p> <p data-bbox="1128 805 1312 837"><u>第7条</u>（略）</p> <p data-bbox="1128 869 2085 949"><u>2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りでない。</u></p> <p data-bbox="1171 1029 1482 1061">（傍聴人の守るべき事項）</p> <p data-bbox="1128 1098 2085 1177"><u>第8条</u> 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。</p> <p data-bbox="1160 1209 1397 1241">（1）～（3）（略）</p> <p data-bbox="1160 1273 2085 1353"><u>（4） 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。</u></p>

改正案（新）	現行（旧）
<p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> <u>携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等による通話（着信音を発することを含む。）をしないこと。</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>(傍聴人の退場)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(係員の指示)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p>	<p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> <u>みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)</u></p> <p><u>第9条</u> <u>傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。</u></p> <p>(傍聴人の退場)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>(係員の指示)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p>